

第139回労働政策審議会職業安定分科会 労働力需給制度部会

- 日 時 平成21年11月26日(木) 9:00～
- 場 所 厚生労働省専用第21会議室(17階)
- 議 題 (1) 今後の労働者派遣制度の在り方について
(2) 一般労働者派遣事業の許可について
(3) 有料職業紹介事業及び無料職業紹介事業の許可について

配付資料

- N 0 . 1 部会においてこれまで出された意見を踏まえた論点案
- 参 考 1 他法令における罰則について
- 参 考 2 平成20年度労働者派遣事業報告の集計結果について(速報版)
- 参 考 3 常用・常用以外、業務別派遣労働者数の内訳(H20.6.1現在)

登録型派遣に関し
部会においてこれまで出された意見を踏まえた論点案

1 禁止の是非について

-
- * 雇用の不安定さや派遣切りが起こったことが問題なので、禁止すべき。
 - * 派遣契約期間と労働契約期間が一致する登録型派遣は、本来の派遣の趣旨と一致しないため、認めるべきでない。
- ×
- * 派遣を望む人のニーズに対応できなくなる。
 - * 直接雇用に移行せず、失業者の増大につながる。
 - * 中小企業が人材確保できなくなる。
 - * 採用までに相当の時間がかかるので、需要に即応できず、正社員の残業で対応せざるを得なくなる。
 - * 諸外国においては認められている形態であり、禁止することは適当でない。
 - * 派遣会社の職員の雇用も失われる。

2 禁止の例外等について

- * 専門26業務については、派遣労働者自身に交渉力が期待され、11年改正前から派遣が認められてきたことから、例外とすべきか。
- * 育児休業等の代替要員派遣については、育児休業等の取得促進にも資するものであり、11年改正前から派遣が認められてきたことから、例外とすべきか。
- * 紹介予定派遣については、派遣先での常用雇用につながり労働者の雇用の安定に資するので、例外とすべきか。
- * 高年齢者派遣については、高年齢者の雇用機会の確保につながるものであり、11年改正前から派遣が認められてきたことから、例外とすべきか。
- * 臨時的・一時的な労働力の需給調整という派遣の目的にかんがみ、育児休業等の代替要員派遣以外にも、「一定の利用目的による派遣」を例外とすべきか。
- * 昨年来のいわゆる「派遣切り」が問題の端緒であるならば、そこでの問題が少なく、労働者のニーズもある派遣を例外とすべきか。
- * 中小企業の雇用の確保・創出に不可欠であるという観点から、「中小企業に対する派遣」を例外とすべきか。

3 その他

- * 即禁止としないやり方はないか。
 - ・ 常用化の促進措置
 - ・ 損害賠償を定める指針の法律への格上げ
- * 登録型派遣の禁止の際には、「期間の定めのない雇用」以外は認めないとすべきか。
- * 施行期日をどうするか。

製造業務派遣に関し
部会においてこれまで出された意見を踏まえた論点案

1 禁止の是非について

- * 雇用の不安定さや派遣切りが起こったことが問題なので、禁止すべき。
- * ものづくりの現場力が落ちたため、製造業務への派遣は禁止すべき。
- * 製造業務派遣は、高度熟練技術の継承の一助となるもの以外は禁止すべき。
- * 製造業で労災が多発しており問題なので、禁止すべき。
- * 派遣を望む人のニーズに対応できなくなる。
- * 直接雇用に移行せず、失業者の増大につながる。
- * 中小企業が人材確保できなくなる。
- * 採用までに相当の時間がかかるので、需要に即応できず、正社員の残業で対応せざるを得なくなる。
- * グローバル競争が激化する中で、柔軟な生産体制の構築のためにも製造業務派遣は必要不可欠であり、禁止されると海外に生産拠点を移す動きにつながる懸念される。
- * 諸外国においては認められている形態であり、禁止することは適当でない。
- * 派遣会社の職員の雇用も失われる。

2 禁止の例外等について

- * 専門業務・専門職（一定の資格）については、高度熟練技術の継承や労災の防止の一助となることが期待されることから、例外とすべきか。
- * 育児休業等の代替要員派遣については、育児休業等の取得促進にも資するものであり、11年改正前から派遣が認められてきたことから、例外とすべきか。
- * 紹介予定派遣については、派遣先での常用雇用につながり労働者の雇用の安定に資するので、例外とすべきか。
- * 高年齢者派遣については、高年齢者の雇用機会の確保につながるものであることから、例外とすべきか。
- * 常用型派遣については、派遣元事業主に常時雇用されているため雇用の安定性が認められることから、例外とすべきか。
- * 中小企業の雇用の確保・創出に不可欠であるという観点から、「中小企業に対する派遣」を例外とすべきか。

3 その他

- * 即禁止としないやり方はないか。
 - ・ 常用化の促進措置
 - ・ 損害賠償を定める指針の法律への格上げ
- * 施行期日をどうするか。

違法派遣への対処に関し
部会においてこれまで出された意見を踏まえた論点案

1 違法派遣の是正の方法に関して

- (イ) * 派遣先・派遣労働者間の雇用関係の成立そのものをみなす。
- ことき * 派遣労働者の通告により、派遣元から派遣先への雇用関係の移転をみなす。
- (ロ) * 派遣先から労働契約が申し込まれたとみなす。
- * 派遣先に労働契約申込み義務を課す（民事効あり→派遣労働者が裁判で争うことも可）。
- * 派遣先に労働契約申込み義務を課す（民事効なし）。
- * 派遣先による労働契約申込みを行政が勧告する。
- ※ 行政の勧告とその他の方法を組み合わせることは可能。

2 違法派遣の態様に関して

- * 禁止業務への派遣受入れ
- * 無許可・無届の派遣元からの派遣受入れ
- * 期間制限を超えての派遣受入れ
- * いわゆる偽装請負の場合
- (* 常時雇用する労働者でない者を派遣労働者として受入れ)

3 みなし規定の問題点に関して

- * 契約自由の原則や採用の自由との関係の整理が必要。
- * 違法派遣についての判断は第三者が判定する仕組みとすべきではないか。
 - ・ いたずらに紛争が増えてしまうのではないか。
- * いつどのような内容の労働契約が成立したかを明確にすることが必要。
 - ・ 派遣先の制度との整合性をどう保つか。
 - ・ 無期雇用への転化は、おかしいのではないか。
- * 派遣労働者の意思をどのように反映させるべきか。
 - ・ 法律の効果の発生に派遣労働者の意思を要件とすることは妥当か。
 - ・ 派遣先に雇用されたくない労働者について、退職の自由だけでは不十分ではないか（有期雇用の場合等）。
- * 罰則の強化との関係を整理することが必要。
 - ・ 違法派遣のペナルティとしては、どちらが主なのか。

○他法令における罰則について(労働関係法令)

法律(違反内容)	行為者に対する罰則	法人に対する罰則
労働基準法 (労働者に強制労働をさせた場合)	1年以上10年以下の懲役 又は20万円以上 300万円以下の罰金	20万円以上 300万円以下の罰金
職業安定法 (公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務に 就かせる目的で職業紹介を行った場合)	1年以上10年以下の懲役 又は20万円以上 300万円以下の罰金	20万円以上 300万円以下の罰金
港湾労働法 (不正の手段により港湾労働者派遣事業 の許可を受けた場合)	1年以下の懲役又は 100万円以下の罰金	100万円以下の罰金
建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (不正の手段により建設有料職業紹介事 業の許可を受けた場合)	1年以下の懲役又は 100万円以下の罰金	100万円以下の罰金
雇用保険法 (被保険者に係る届出をしない場合)	6か月以下の懲役又は 30万円以下の罰金	30万円以下の罰金

○他法令における罰則について

法律(違反内容)	行為者に対する罰則	法人に対する罰則
保険業法 (免許を受けないで保険業を営んだ場合)	3年以下の懲役又は 300万円以下の罰金	300万円以下の罰金
銀行法 (免許を受けないで銀行業を営んだ場合)	3年以下の懲役又は 300万円以下の罰金	300万円以下の罰金
電気事業法 (無許可で電気事業を営んだ場合)	3年以下の懲役又は 300万円以下の罰金	300万円以下の罰金
ガス事業法 (無許可でガス事業を営んだ場合)	3年以下の懲役又は 300万円以下の罰金	300万円以下の罰金
電気通信事業法 (無登録で電気通信事業を営んだ場合)	3年以下の懲役又は 200万円以下の罰金	200万円以下の罰金
貸金業法 (無登録での営業の場合)	10年以下の懲役又は 3000万円以下の罰金	1億円以下の罰金
建設業法 (無許可で建設業を営んだ場合)	3年以下の懲役又は 300万円以下の罰金	1億円以下の罰金

平成21年11月26日
職業安定局需給調整事業課
課長 鈴木 英二郎
主任中央需給調整事業指導官 浅野 浩美
課長補佐 鶴谷 陽子
電話 03-5253-1111(内線5335, 5325)
夜間 03-3502-5227

平成20年度労働者派遣事業報告の集計結果について (速報版)

労働者派遣事業の事業運営状況については、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づき、各派遣元事業主から当該事業所の事業年度毎に労働者派遣事業報告書（以下「報告書」という。）が厚生労働大臣に提出されているところである。

平成20年度中（平成20年4月1日から平成21年3月末日まで）に事業年度が終了し報告書を提出した派遣元事業所（一般労働者派遣事業所24,423事業所、特定労働者派遣事業所42,001事業所）の事業運営状況のうち、派遣労働者数等（速報値※）は以下のとおりである。なお、確定値は後日公表する。

【概要】

1 派遣労働者数（注1）	・・・	約399万人	（対前年度比 4.6%増）
常用換算派遣労働者数（注2）	・	約198万人	（対前年度比 13.7%増）
			・・・①+③+④
(1) 一般労働者派遣事業			・・・①+②+④
…常用雇用労働者		844,789人	（対前年度比13.9%増） … ①
常用雇用以外の労働者（常用換算）		806,317人	（同 10.8%増） … ②
登録者		2,811,987人	（同 0.6%増） … ③
(2) 特定労働者派遣事業			
…常用雇用労働者		332,230人	（同 20.9%増） … ④

<6月1日現在>

2 製造業務に従事した派遣労働者数	・・・	約56万人	（対前年度比19.6%増）
(1) 一般労働者派遣事業	常用雇用労働者	・・・	278,761人（対前年度比20.6%増）
	常用雇用以外の労働者	・・・	204,432人（同 14.7%増）
(2) 特定労働者派遣事業	常用雇用労働者	・・・	74,896人（同 31.1%増）
3 政令26業務に従事した派遣労働者数	・・・	約100万人	（対前年度比9.9%増）
(1) 一般労働者派遣事業	常用雇用労働者	・・・	417,336人（対前年度比10.5%増）
	常用雇用以外の労働者	・・・	430,711人（同 7.7%増）
(2) 特定労働者派遣事業	常用雇用労働者	・・・	150,522人（同 15.0%増）

※ 今回の速報値は、現時点で把握している報告書の集計結果であり、最終的な精査を終えた確定値は、例年発表している派遣先件数、年間売上高、派遣料金、派遣労働者の賃金等を含めて後日発表する予定である。

(注1) 「派遣労働者数」は、ここでは一般労働者派遣事業における常用雇用労働者数及び登録者数並びに特定労働者派遣事業における常用雇用労働者数の合計とした。

「登録者」には、過去1年間に雇用されたことのない者は含まれていない。

(注2) 「常用換算派遣労働者数」は、ここでは一般労働者派遣事業における常用雇用労働者数及び常用雇用以外の労働者（常用換算）数、並びに特定労働者派遣事業における常用雇用労働者数の合計とした。なお、常用以外の労働者の常用換算数には、日雇派遣労働者の常用換算数を含んでいる。

「常用雇用以外の労働者（常用換算）」は、一定の期間を定めて雇用され、その間派遣された労働者等（登録者のうち派遣された者を含む。）を、常用換算（常用雇用以外の労働者の年間総労働時間数の合計を当該事業所の常用雇用労働者の1人当たりの年間総労働時間数で除したもの）したものである。

【付表】

表1 集計事業所数

表2 労働者派遣された派遣労働者数

表3-1 派遣されていた労働者数(6月1日現在)

表3-2 製造業務に従事した派遣労働者数(6月1日現在)

表3-3 政令で定める26業務に労働者派遣されていた派遣労働者数及び業務別割合(6月1日現在)

表1 集計事業所数

(単位:所、%)

	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度 (速報)
一般労働者派遣事業	9,273 (20.9)	14,688 (58.4)	18,028 (22.7)	20,095 (11.5)	24,423 (21.5)
特定労働者派遣事業	11,005 (20.5)	16,673 (51.5)	23,938 (43.6)	30,054 (25.5)	42,001 (39.8)
合計	20,278 (20.7)	31,361 (54.7)	41,966 (33.8)	50,149 (19.5)	66,424 (32.5)

※ ()内は対前年度増減比

<年度分>

表2 労働者派遣された派遣労働者数

(単位:人、%)

	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度 (速報)
一般 ①常用雇用労働者数	274,813 (16.2)	455,782 (65.9)	645,767 (41.7)	741,644 (14.9)	844,789 (13.9)
②常用雇用以外の労働者数 (①以外、常用換算)	469,034 (27.4)	626,200 (33.5)	651,687 (4.1)	727,512 (11.6)	806,317 (10.8)
③登録者数	1,844,844 (△7.2)	1,933,982 (4.8)	2,343,967 (21.2)	2,795,999 (19.3)	2,811,987 (0.6)
特定 ④常用雇用労働者数	146,387 (5.4)	156,850 (7.1)	220,734 (40.7)	274,710 (24.5)	332,230 (20.9)
合計 ①+③+④ (派遣労働者数)	2,266,044 (△4.1)	2,546,614 (12.4)	3,210,468 (26.1)	3,812,353 (18.7)	3,989,006 (4.6)
①+②+④(常用換算派遣労働者数)	890,234 (19.7)	1,238,832 (39.2)	1,518,188 (22.5)	1,743,866 (14.9)	1,983,336 (13.7)

※ ()内は対前年度増減比

<6月1日分>

表3-1 派遣されていた労働者数(6月1日現在)

(単位:人、%)

	一般労働者派遣事業			特定労働者派遣事業			合計		
	平成 19年度	平成 20年度 (速報)	対前年度 増減比	平成 19年度	平成 20年度 (速報)	対前年度 増減比	平成 19年度	平成 20年度 (速報)	対前年度 増減比
常用雇用労働者数	721,219	842,236	(16.8)	264,098	308,993	(17.0)	985,317	1,151,229	(16.8)
常用雇用以外の労働者数	857,524	870,806	(1.5)				857,524	870,806	(1.5)
合計	1,578,743	1,713,042	(8.5)	264,098	308,993	(17.0)	1,842,841	2,022,035	(9.7)

表3-2 製造業務に従事した派遣労働者数(6月1日現在)

(単位:人、%)

	一般労働者派遣事業			特定労働者派遣事業			合計		
	平成 19年度	平成 20年度 (速報)	対前年度 増減比	平成 19年度	平成 20年度 (速報)	対前年度 増減比	平成 19年度	平成 20年度 (速報)	対前年度 増減比
常用雇用労働者数	231,172	278,761	(20.6)	57,138	74,896	(31.1)	288,310	353,657	(22.7)
常用雇用以外の労働者数	178,183	204,432	(14.7)				178,183	204,432	(14.7)
合計	409,355	483,193	(18.0)	57,138	74,896	(31.1)	466,493	558,089	(19.6)

表3-3 政令で定める26業務に労働者派遣されていた派遣労働者数及び業務別割合(6月1日現在)

(単位:人、%)

		一般労働者派遣事業(6月1日現在)			特定労働者派遣事業(6月1日現在)	①+②+③(6月1日現在の派遣労働者数)
		①常用雇用労働者数	②常用雇用以外の労働者数	①+②	③常用雇用労働者数	
ソフトウェア開発	1号	32,617 (7.8%)	12,121 (2.8%)	44,738 (5.3%)	54,491 (36.2%)	99,229 (9.9%)
機械設計	2号	27,221 (6.5%)	5,295 (1.2%)	32,516 (3.8%)	36,097 (24.0%)	68,613 (6.9%)
放送機器等操作	3号	1,866 (0.4%)	607 (0.1%)	2,473 (0.3%)	2,494 (1.7%)	4,967 (0.5%)
放送番組等演出	4号	1,577 (0.4%)	798 (0.2%)	2,375 (0.3%)	2,342 (1.6%)	4,717 (0.5%)
事務用機器操作	5号	181,129 (43.4%)	246,920 (57.3%)	428,049 (50.5%)	20,749 (13.8%)	448,798 (44.9%)
通訳、翻訳、速記	6号	2,616 (0.6%)	3,055 (0.7%)	5,671 (0.7%)	295 (0.2%)	5,966 (0.6%)
秘書	7号	2,412 (0.6%)	3,407 (0.8%)	5,819 (0.7%)	263 (0.2%)	6,082 (0.6%)
ファイリング	8号	13,312 (3.2%)	16,745 (3.9%)	30,057 (3.5%)	1,720 (1.1%)	31,777 (3.2%)
調査	9号	2,558 (0.6%)	3,329 (0.8%)	5,887 (0.7%)	510 (0.3%)	6,397 (0.6%)
財務処理	10号	48,906 (11.7%)	27,135 (6.3%)	76,041 (9.0%)	1,457 (1.0%)	77,498 (7.8%)
取引文書作成	11号	11,263 (2.7%)	14,433 (3.4%)	25,696 (3.0%)	1,226 (0.8%)	26,922 (2.7%)
デモンストレーション	12号	2,000 (0.5%)	4,257 (1.0%)	6,257 (0.7%)	388 (0.3%)	6,645 (0.7%)
添乗	13号	820 (0.2%)	4,636 (1.1%)	5,456 (0.6%)	280 (0.2%)	5,736 (0.6%)
建築物清掃	14号	3,328 (0.8%)	1,869 (0.4%)	5,197 (0.6%)	1,748 (1.2%)	6,945 (0.7%)
建築設備運転、点検、整備	15号	4,329 (1.0%)	809 (0.2%)	5,138 (0.6%)	5,399 (3.6%)	10,537 (1.1%)
受付・案内、駐車場等管理	16号	14,898 (3.6%)	19,811 (4.6%)	34,709 (4.1%)	809 (0.5%)	35,518 (3.6%)
研究開発	17号	21,639 (5.2%)	13,282 (3.1%)	34,921 (4.1%)	13,072 (8.7%)	47,993 (4.8%)
事業の実施体制の企画、立案	18号	2,206 (0.5%)	1,270 (0.3%)	3,476 (0.4%)	1,144 (0.8%)	4,620 (0.5%)
書籍等の制作・編集	19号	1,853 (0.4%)	3,342 (0.8%)	5,195 (0.6%)	500 (0.3%)	5,695 (0.6%)
広告デザイン	20号	1,454 (0.3%)	1,868 (0.4%)	3,322 (0.4%)	221 (0.1%)	3,543 (0.4%)
インテリアコーディネータ	21号	634 (0.2%)	1,119 (0.3%)	1,753 (0.2%)	110 (0.1%)	1,863 (0.2%)
アナウンサー	22号	98 (0.0%)	100 (0.0%)	198 (0.0%)	38 (0.0%)	236 (0.0%)
OAインストラクション	23号	3,243 (0.8%)	3,016 (0.7%)	6,259 (0.7%)	823 (0.5%)	7,082 (0.7%)
テレマーケティング	24号	31,788 (7.6%)	38,212 (8.9%)	70,000 (8.3%)	1,718 (1.1%)	71,718 (7.2%)
セールスエンジニアの営業、金融商品の営業	25号	3,327 (0.8%)	2,963 (0.7%)	6,290 (0.7%)	2,407 (1.6%)	8,697 (0.9%)
放送番組等の大道具・小道具	26号	242 (0.1%)	312 (0.1%)	554 (0.1%)	221 (0.1%)	775 (0.1%)
20年度合計(速報)		417,336 (100%)	430,711 (100%)	848,047 (100%)	150,522 (100%)	998,569 (100%)
対前年度増減比		10.5%	7.7%	9.0%	15.0%	9.9%
19年度合計		377,716	400,076	777,792	130,843	908,635

※ 各業務の号番号は労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第4条の号番号である。

政令で定める26業務

※ 各号番号は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第4条の号番号を表します。

1号（ソフトウェア開発）

電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計若しくは保守（これらに先行し、後続し、その他これらに関連して行う分析を含む。）又はプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。第23号及び第25号において同じ。）の設計、作成若しくは保守の業務

2号（機械設計）

機械、装置若しくは器具（これらの部品を含む。以下この号及び第25号において「機械等」という。）又は機械等により構成される設備の設計又は製図（現図製作を含む。）の業務

3号（放送機器等操作）

映像機器、音声機器等の機器であって、放送番組等（放送法第2条第1号に規定する放送、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律第2条に規定する有線ラジオ放送及び有線テレビジョン放送法第2条第1項に規定する有線テレビジョン放送の放送番組その他影像又は音声その他の音響により構成される作品であって録画され、又は録音されているものをいう。以下同じ。）の制作のために使用されるものの操作の業務

4号（放送番組等演出）

放送番組等の制作における演出の業務（一の放送番組等の全体的形成に係るものを除く。）

5号（事務用機器操作）

電子計算機、タイプライター、テレックス又はこれらに準ずる事務用機器（第23号において「事務用機器」という。）の操作の業務

6号（通訳、翻訳、速記）

通訳、翻訳又は速記の業務

7号（秘書）

法人の代表者その他の事業運営上の重要な決定を行い、又はその決定に参画する管理的地位にある者の秘書の業務

8号（ファイリング）

文書、磁気テープ等のファイリング（能率的な事務処理を図るために総合的かつ系統的な分類に従ってする文書、磁気テープ等の整理（保管を含む。）をいう。以下この号において同じ。）に係る分類の作成又はファイリング（高度の専門的な知識、技術又は経験を必要とするものに限る。）の業務

9号（調査）

新商品の開発、販売計画の作成等に必要な基礎資料を得るためにする市場等に関する調査又は当該調査の結果の整理若しくは分析の業務

10号（財務処理）

貸借対照表、損益計算書等の財務に関する書類の作成その他財務の処理の業務

11号（取引文書作成）

外国貿易その他の対外取引に関する文書又は商品の売買その他の国内取引に係る契約書、貨物引換証、船荷証券若しくはこれらに準ずる国内取引に関する文書の作成（港湾運送事業法第2条第1項第1号に掲げる行為に附帯して行うもの及び通関業法第2条第1号に規定する通関業務として行われる同号ロに規定する通関書類の作成を除く。）の業務

12号（デモンストレーション）

電子計算機、自動車その他その用途に応じた確かな操作をするためには高度の専門的な知識、技術又は経験を必要とする機械の性能、操作方法等に関する紹介及び説明の業務

13号（添乗）

旅行業法第12条の11第1項に規定する旅程管理業務（旅行者に同行して行うものに限る。）若しくは同法第4条第1項第4号に規定する企画旅行以外の旅行の旅行者に同行して行う旅程管理業務に相当する業務（以下この号において「旅程管理業務等」という。）、当該旅程管理業務等に付随して行う旅行者の便宜となるサービスの提供の業務（車両、船舶又は航空機内において行う案内の業務を除く。）又は車両の停車場若しくは船舶若しくは航空機の発着場に設けられた旅客の乗降若しくは待合いの用に供する建築物内において行う旅行者に対する送迎サービスの提供の業務

14号（建築物清掃）

建築物における清掃の業務

15号（建築設備運転、点検、整備）

建築設備（建築基準法第2条第3号に規定する建築設備をいう。次号において同じ。）の運転、点検又は整備の業務（法令に基づき行う点検及び整備の業務を除く。）

16号（案内・受付、駐車場管理等）

建築物又は博覧会場における来訪者の受付又は案内の業務、建築物に設けられ、又はこれに附属する駐車場の管理の業務その他建築物に出入りし、勤務し、又は居住する者の便宜を図るために当該建築物に設けられた設備（建築設備を除く。）であって当該建築物の使用が効率的に行われることを目的とするものの維持管理の業務（第14号に掲げる業務を除く。）

17号（研究開発）

科学に関する研究又は科学に関する知識若しくは科学を応用した技術を用いて製造する新製品若しくは科学に関する知識若しくは科学を応用した技術を用いて製造する製品の新たな製造方法の開発の業務（第1号及び第2号に掲げる業務を除く。）

18号（事業の実施体制の企画、立案）

企業等がその事業を実施するために必要な体制又はその運営方法の整備に関する調査、企画又は立案の業務（労働条件その他の労働に関する事項の設定又は変更を目的として行う業務を除く。）

19号（書籍等の制作・編集）

書籍、雑誌その他の文章、写真、図表等により構成される作品の制作における編集の業務

20号（広告デザイン）

商品若しくはその包装のデザイン、商品の陳列又は商品若しくは企業等の広告のために使用することを目的として作成するデザインの考案、設計又は表現の業務（次号に掲げる業務を除く。）

21号（インテリアコーディネーター）

建築物内における照明器具、家具等のデザイン又は配置に関する相談又は考案若しくは表現の業務（労働者派遣法第4条第1項第2号に規定する建設業務を除く。）

22号（アナウンサー）

放送番組等における高度の専門的な知識、技術又は経験を必要とする原稿の朗読、取材と併せて行う音声による表現又は司会の業務（これらの業務に付随して行う業務であって放送番組等の制作における編集への参画又は資料の収集、整理若しくは分析の業務を含む。）

23号（OAインストラクション）

事務用機器の操作方法、電子計算機を使用することにより機能するシステムの使用方法又はプログラムの使用方法を習得させるための教授又は指導の業務

24号（テレマーケティングの営業）

電話その他の電気通信を利用して行う商品、権利若しくは役務に関する説明若しくは相談又は商品若しくは権利の売買契約若しくは役務を有償で提供する契約についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくはこれらの契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務

25号（セールスエンジニアの営業、金融商品の営業）

顧客の要求に応じて設計（構造を変更する設計を含む。）を行う機械等若しくは機械等により構成される設備若しくはプログラム又は顧客に対して専門的知識に基づく助言を行うことが必要である金融商品（金融商品の販売等に関する法律（平成12年法律第101号）第2条第1項に規定する金融商品の販売の対象となるものをいう。）に係る当該顧客に対して行う説明若しくは相談又は売買契約（これに類する契約で同項に規定する金融商品の販売に係るものを含む。以下この号において同じ。）についての申込み、申込みの受付若しくは締結若しくは売買契約の申込み若しくは締結の勧誘の業務

26号（放送番組等における大道具・小道具）

放送番組等の制作のために使用される舞台背景、建具等の大道具又は調度品、身辺装飾用品等の小道具の調達、製作、設置、配置、操作、搬入又は搬出の業務（労働者派遣法第4条第1項第2号に規定する建設業務を除く。）

○常用・常用以外、業務別派遣労働者数の内訳(H20.6.1現在)(総数202万人)

特定労働者派遣事業(31万人)

一般労働者派遣事業(171万人)

26業務 (100万人)	15万人	42万人	43万人
自由化業務 (製造以外) (47万人)	8万人	15万人	24万人
製造業務 (56万人)	7万人	28万人	20万人

日雇い派遣労働者(約2.9万人)
※厚労省調査(H20年7月時点)

常用雇用労働者(115万人)

常用雇用以外の労働者(87万人)

※平成20年度事業報告における、平成20年6月1日時点の労働者数(速報値)

※年間延べ数は281万人

製造派遣適正化パッケージ（案）

平成21年11月26日
全国中小企業団体中央会
市川隆治

1. 製造派遣原則禁止並びに登録型派遣原則禁止は撤回
2. 派遣契約を中途解除した派遣先企業についてのルールの明確化
（悪質な違反者は派遣受入禁止）
3. 派遣元責任者講習の国家試験化（悪質な違反者は免許取消し）
4. 派遣先責任者講習の義務化
5. 派遣事業者団体による業界自主規制の強化・支援
6. セーフティーネットの拡充
7. 職業能力訓練の充実
8. 景気対策